

埼玉県中小企業制度融資の 令和6年度改正点について

産業労働部 金融課

本日の内容

- 1：令和6年度資金メニューの見直しについて
 - (1) 主な改正点について
 - (2) 伴走支援型経営改善資金の延長について
 - (3) 事業資金（短期貸付）の拡充について
 - (4) 産業創造資金（事業承継支援貸付）の見直しについて
 - (5) その他の見直し事項について
 - (6) 融資利率の変更について
- 2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール
- 3：その他連絡事項

本日の内容

1：令和6年度資金メニューの見直しについて

(1) 主な改正点について 

(2) 伴走支援型経営改善資金の取扱期間の延長について

(3) 事業資金（短期貸付）の拡充について

(4) 産業創造資金（事業承継支援貸付）の見直しについて

(5) その他の見直し事項について

(6) 融資利率の変更について

2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール

3：その他連絡事項

1 - (1) 令和6年度の主な改正イメージ

伴走支援型経営改善資金の取扱期間の延長

令和6年3月31日
融資実行分まで



令和6年6月30日
保証申込み
かつ
令和6年8月31日
融資実行分まで

産業創造資金（事業承継支援貸付）の 融資対象要件の見直し

経営承継円滑化法の
認定なし要件



廃止

経営承継円滑化法の
認定あり要件



中小企業の代表者、
事業を営んでいない個人
を融資対象者に追加

事業資金（短期貸付）の拡充

融資限度額

信用保証あり
2,000万円

信用保証なし
2,000万円

認定組合（員）
5,000万円



信用保証あり
3,000万円

信用保証なし
3,000万円

認定組合（員）
6,000万円

その他の改正点

- ・ 経営安定資金【エネルギー・原材料価格高騰特例】の取扱い終了
- ・ 設備投資促進資金の融資対象要件の見直し
- ・ 経営あんしん資金の融資対象要件の見直し

本日の内容

1：令和6年度資金メニューの見直しについて

(1) 主な改正点について

(2) 伴走支援型経営改善資金の取扱期間の延長について 

(3) 事業資金（短期貸付）の拡充について

(4) 産業創造資金（事業承継支援貸付）の見直しについて

(5) その他の見直し事項について

(6) 融資利率の変更について

2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール

3：その他連絡事項

1-(2)-① 伴走支援型経営改善資金の取扱期間の延長

いわゆるゼロゼロ融資の借換需要等に対応するため、
伴走支援型経営改善資金の取扱期間を

令和6年3月31日融資実行分まで

から

令和6年6月30日保証申込受付、かつ

令和6年8月31日融資実行分まで

に延長します。

1-(2)-② 伴走支援型経営改善資金の対象者要件について

次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者

ア セーフティネット保証4号の認定を受けている方

イ セーフティネット保証5号の認定を受けている方

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している方

(イ) 最近1か月の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方

(ウ) 最近1か月の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方

(エ) 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方

(オ) 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方

(カ) 最近1か月の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方

(キ) 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方

1-(2)-③ 伴走支援型経営改善資金の融資条件について

	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	一般保証
融資限度額	設備資金 1億円 運転資金 1億円（県制度融資のみ借換可）		
融資期間	設備資金10年以内（据置5年以内） 運転資金10年以内（据置5年以内）		
融資利率	0.9%～1.1%以内	1.0%～1.2%以内 （責任共有制度の対象除外となる県制度融資の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合は0.9%～1.1%以内）	
保証料	*1 0.85% （国から信用保証協会に0.65%の補助あり）*2		0.45%～1.9%以内*1 （国から信用保証協会に0.25%～0.75%の補助あり）*2 （財務区分による）
利子補給率	0.6%		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付機関は金融機関 ・ 金融機関による継続的な伴走支援（フォローアップ）が必要 		

*1 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は、0.25%又は0.45%が上乗せとなる。

*2 経営者保証免除対応の場合は各0.2%上乗せとなるが、上乗せされる保証料は国の補助対象となり、事業者負担は変わらない。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助対象とならないため、全額事業者負担となる。

1 - (2) - ④ 伴走支援型経営改善資金の取扱期間終了後の対応について


伴走支援型経営改善資金の取扱い期間が終了した後の
資金需要に対応するため、令和6年度当初予算において

「経営改善おうえん資金（仮称）」として

融資枠300億円を確保します。

※令和6年7月以降に制度を創設予定ですが、詳細については
制度実施時に改めてお知らせします。

本日の内容

- 1：令和6年度資金メニューの見直しについて
 - (1) 主な改正点について
 - (2) 伴走支援型経営改善資金の取扱期間の延長について
 - (3) 事業資金（短期貸付）の拡充について** 
 - (4) 産業創造資金（事業承継支援貸付）の見直しについて
 - (5) その他の見直し事項について
 - (6) 融資利率の変更について
- 2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール
- 3：その他連絡事項

1-(3)-① 事業資金（短期貸付）の融資限度額の拡充

事業資金（短期貸付）の融資限度額を拡充します。

信用保証あり 2,000万円 信用保証あり **3,000万円**

信用保証なし 2,000万円 信用保証なし **3,000万円**

併用 4,000万円 → 併用 **6,000万円**

（認定組合・組合員は

5,000万円）

（認定組合・組合員は

6,000万円）

1-(3)-② 事業資金（短期貸付）の融資条件について

	信用保証付き	信用保証なし
融資限度額	3,000万円	3,000万円
	併用の場合 合計6,000万円 (認定組合(員) 6,000万円) ※中小企業者としての限度額と認定組合の組合員としての限度額の併用はできません。	
融資期間	運転資金1年以内	
融資利率	1.1%以内	1.5%以内
保証料	0.45%~1.64%以内 [*]	—
利子補給率	0.475%	0.075%

* 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は、0.25%又は0.45%が上乗せとなる。

本日の内容

1：令和6年度資金メニューの見直しについて

(1) 主な改正点について

(2) 伴走支援型経営改善資金の取扱期間の延長について

(3) 事業資金（短期貸付）の拡充について

(4) 産業創造資金（事業承継支援貸付）の見直しについて



(5) その他の見直し事項について

(6) 融資利率の変更について

2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール

3：その他連絡事項

1-(4)-① 産業創造資金（事業承継支援貸付）の融資対象者要件の見直しについて

中小企業者の代表者や事業を営んでいない個人

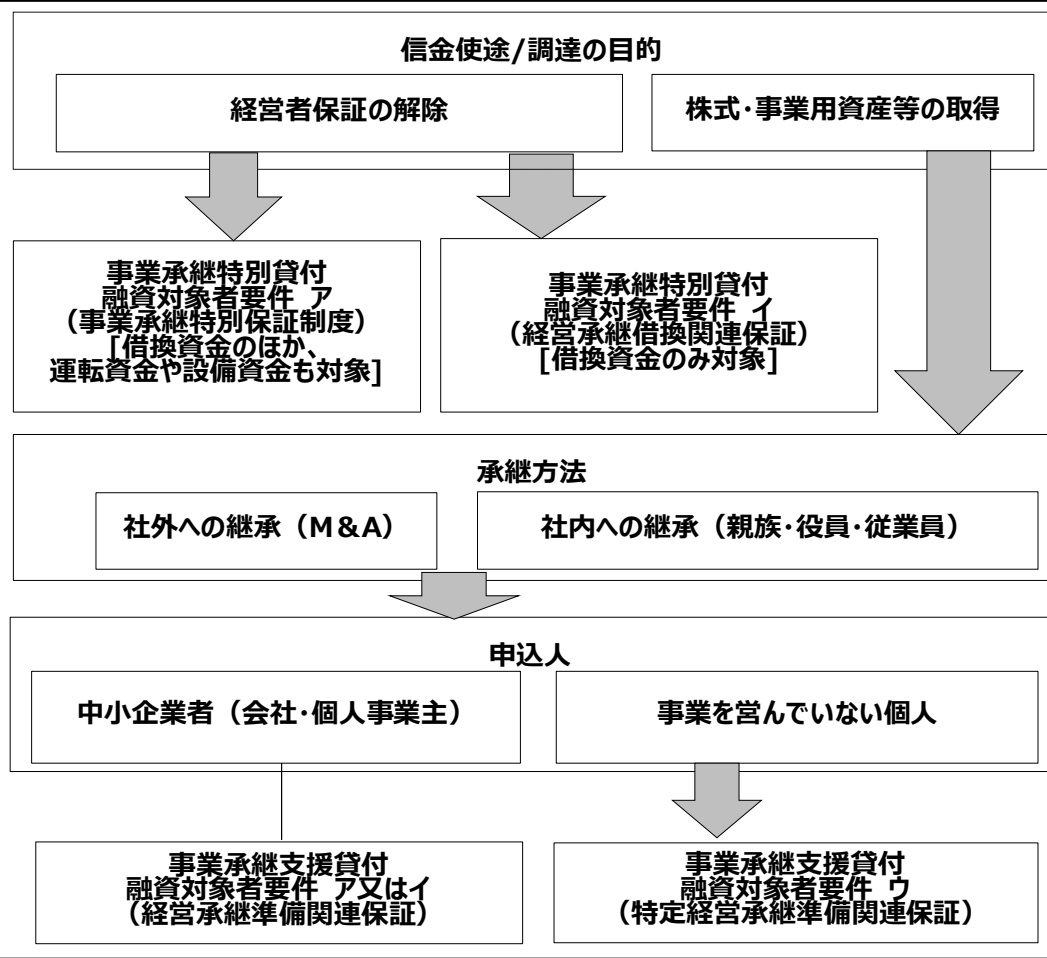
（会社役員、従業員など）が、経営承継円滑化法の認定を受けることで、信用保証協会の保証を単独で受けられるようにするため融資対象者要件の見直しを行います。

1 - (4) - ②産業創造資金（事業承継支援貸付）の融資対象者要件の見直しについて

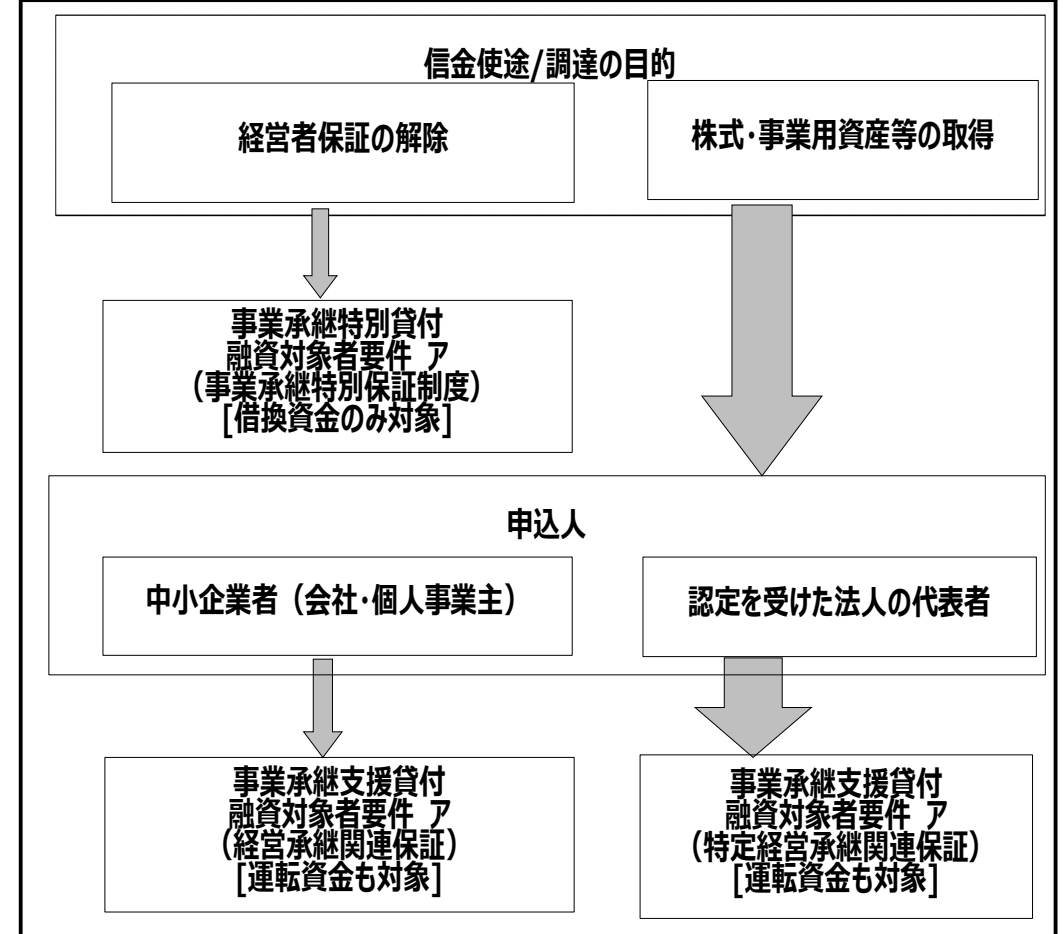
	令和6年度	令和5年度
対象者要件	<p>次のア～ウのいずれかに該当する中小企業者</p> <p>(廃止)</p> <p>ア 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ若しくはロの認定を受けた会社、同項第2号イ若しくはロの認定を受けた個人又は同項第1号イの認定を受けた会社の代表者（追加）（経営承継関連保証、経営承継準備関連保証又は特定経営承継関連保証）</p> <p>イ 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハの認定を受けた会社であって、保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされており、かつ、保証協会への申込日において返済緩和している借入金がないもの（経営承継準備関連保証）</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 経営承継円滑化法第12条第1項第3号の認定を受けた事業を営んでいない個人（特定経営承継準備関連保証）</p>	<p>次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者</p> <p>ア 次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する者</p> <p>（ア）親族内承継又は役員・従業員承継により、代表者を交代しようとする法人又は代表者が交代してから2年未満の法人</p> <p>（イ）親族内承継又は役員・従業員承継により、制度融資の融資対象者に該当する個人から事業の引継ぎを受けてから2年未満の者</p> <p>（ウ）経営者の後継者が不在の法人からM&A（株式譲渡、事業譲渡等をいう。）により事業の譲渡を受けようとする法人又は事業の譲渡を受けてから2年未満の法人</p> <p>（エ）後継者不在の個人から事業の譲渡を受けようとする者又は事業の譲渡を受けてから2年未満の者</p> <p>イ 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者</p> <p>（ア）経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ若しくはロの認定を受けた会社又は同項第2号の認定を受けた個人（経営承継関連保証又は経営承継準備関連保証）</p> <p>（イ）経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハの認定を受けた会社であって、保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされており、かつ、保証協会への申込日において返済緩和している借入金がないもの（経営承継準備関連保証）</p>

1 - (4) - ③事業承継フローチャート


事業承継（経営者の交代）前



事業承継（経営者の交代）後



本日の内容

- 1：令和6年度資金メニューの見直しについて
 - (1) 主な改正点について
 - (2) 伴走支援型経営改善資金の取扱期間の延長について
 - (3) 事業資金（短期貸付）の拡充について
 - (4) 産業創造資金（事業承継支援貸付）の見直しについて
 - (5) その他の見直し事項について** 
 - (6) 融資利率の変更について
- 2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール
- 3：その他連絡事項

1 - (5) - ① 経営安定資金（知事指定等貸付）特定業種関連【エネルギー・原材料価格高騰特例】の取扱い終了について

経営安定資金（知事指定等貸付）特定業種関連

【エネルギー・原材料価格高騰特例】は

令和6年3月31日融資実行分をもって、

取扱い終了とします。

1-(5)-② 設備投資促進資金の融資対象者要件の変更

	令和6年度	令和5年度
対象者要件	<p>①人手の省力化 ※経済産業省の中小企業省力化投資補助金や 県産業支援課の令和6年度事業 「中小企業人手不足対応支援事業」による補助金 の採択を受けた設備投資も対象</p> <p>②シニア、女性及び障害者等の職場環境 の整備等</p> <p>③カーボンニュートラルの実現</p> <p>④DXの推進</p> <p>⑤事業再構築の推進</p>	<p>①成長分野への進出、事業拡大（廃止）</p> <p>②人手の省力化</p> <p>③シニア、女性及び障害者等の職場環境 の整備等</p> <p>④感染症の拡大防止策実施（廃止）</p> <p>⑤カーボンニュートラルの実現</p> <p>⑥DXの推進</p> <p>⑦事業再構築の推進</p>

1－(5)－③経営あんしん資金の融資対象者要件の拡大

融資対象者要件のア～エにおいて、比較対象にできる過去の売上高や利益率を過去4年以内から過去5年以内に対象を拡大します。

次のア～オのいずれかに該当すること。

ア【売上等減少】最近3か月（原則として申込月の直近3か月）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が**過去5年**のうちいずれかの同期と比較して減少している方。


イ【売上等減少見込み】今後3か月（申込月の翌月を含めたいずれかの連続する3か月）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が**過去5年**のうちいずれかの同期と比較して減少する見込みのあることが、融資申込時において確実である方。

ウ【売上等減少】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて最近1か月（原則として申込月の直近1か月）の売上高、売上総利益率又は営業利益率が**過去5年**のうちいずれかの同月と比較して減少している方。

エ【売上等減少見込み】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて今後1か月（原則として申込月の翌月）の売上高、売上総利益率又は営業利益率が**過去5年**のうちいずれかの同月と比較して減少する見込みのあることが、融資申込時において確実である方。

オ【創業後1年未満・事業拡大等】最近1か月の売上高、売上総利益率又は営業利益率を前年同月と比較することが困難であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて最近1か月の売上高、売上総利益率又は営業利益率が最近3か月の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率と比較して減少している方。


本日の内容

- 1：令和6年度資金メニューの見直しについて
 - (1) 主な改正点について
 - (2) 伴走支援型経営改善資金の取扱期間の延長について
 - (3) 事業資金（短期貸付）の拡充について
 - (4) 産業創造資金（事業承継支援貸付）の見直しについて
 - (5) その他の見直し事項について
 - (6) 融資利率の変更について** 
- 2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール
- 3：その他連絡事項

1 - (6) 令和6年度上半期 埼玉県中小企業制度融資利率改定一覧

資金名	令和5年度下半期	令和6年度上半期
事業資金（一般貸付）	1.4%～1.6%	1.5%～1.7%
小規模事業資金	1.3%～1.5%	1.4%～1.6%
小規模事業資金【経営革新企業特例適用の場合】	1.2%～1.4%	1.3%～1.5%
起業家育成資金	0.9%～1.1%	1.0%～1.2%
設備投資促進資金	1.0%～1.4%	1.1%～1.5%
設備投資促進資金【カーボンニュートラル・DX・事業再構築要件の場合】	0.9%～1.3%	1.0%～1.4%
産業創造資金（経営革新計画促進貸付）	1.0%～1.2%	1.1%～1.3%
産業創造資金（事業承継特別貸付）	1.0%～1.2%	1.1%～1.3%
産業創造資金（事業承継支援貸付）	1.2%～1.4%	1.3%～1.5%
産業創造資金（社会貢献企業等優遇貸付）	1.2%～1.4%	1.3%～1.5%
産業創造資金（海外投資貸付）	1.2%～1.4%	1.3%～1.5%
産業創造資金（産業立地貸付）保証付き	1.3%～1.5%	1.4%～1.6%
産業創造資金（産業立地貸付）保証なし	1.4%～1.6%	1.5%～1.7%
経営安定資金（大臣指定等貸付）	1.0%～1.2%	1.1%～1.3%
経営安定資金（知事指定等貸付）【SN5号の場合】	1.1%～1.3%	1.2%～1.4%
経営安定資金（知事指定等貸付）	1.1%～1.3%	1.2%～1.4%
伴走支援型経営改善資金【SN4号】	0.8%～1.0%	0.9%～1.1%
伴走支援型経営改善資金【SN5号・一般証の場合】	0.9%～1.1%	1.0%～1.2%
経営あんしん資金	1.3%～1.5%	1.4%～1.6%

本日の内容

- 1：令和6年度資金メニューの見直しについて
 - (1) 主な改正点について
 - (2) 伴走支援型経営改善資金の取扱期間の延長について
 - (3) 事業資金（短期貸付）の拡充について
 - (4) 産業創造資金（事業承継支援貸付）の見直しについて
 - (5) その他の見直し事項について
 - (6) 融資利率の変更について
- 2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール** 
- 3：その他連絡事項

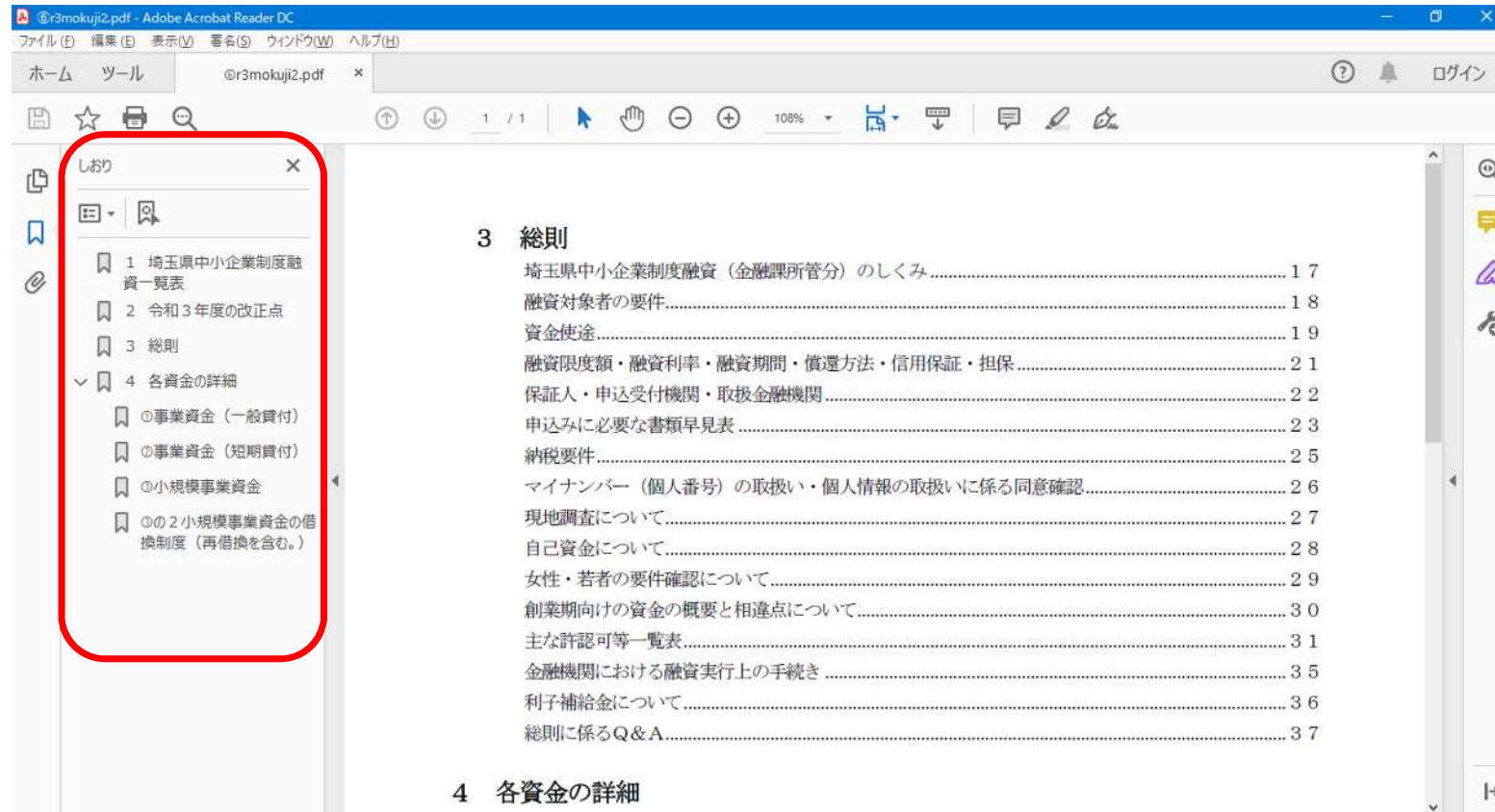
2－① 制度改正に伴う各種資料等の配布・掲載スケジュール

資料名	印刷物	ホームページ
令和6年度 埼玉県中小企業制度融資のご案内	3月末 発送予定	デジタル版 4月1日 掲載予定 * 1
埼玉県中小企業制度融資様式集(令和6年度)	制度融資の 手引に収録	
申込書(様式変更あり) ※複写式のもの	3月下旬 発送	
埼玉県中小企業制度融資の手引	5月中旬 発送予定 (商工団体のみ)	デジタル版 4月1日 掲載予定 * 2

* 1 一般向け（中小企業向け制度融資）ページ

* 2 関係機関向けページ

2-② ブックマーク（しおり）機能イメージ



3 総則

埼玉県中小企業制度融資（金融課所管分）のしくみ	17
融資対象者の要件	18

2 - ③ 一般向け（中小企業向け制度融資）ページについて

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>

県HPトップページ > しごと・産業 > 産業 > 産業支援・経営支援 > 中小企業向け制度融資

トップページ

くらし・環境

健康・福祉

しごと・産業

文化・教育

県政情報・統計

緊急情報

[トップページ](#) > [しごと・産業](#) > [産業](#) > [産業支援・経営支援](#) > 中小企業向け制度融資

LINEで送る

Tweet

印刷

ページ番号：4171 掲載日：2023年3月1日

産業支援・経営支援

- ▶ [女性の視点活用](#)
- ▶ [中小企業向け制度融資](#)
- ▶ [海外ビジネス支援](#)
- ▶ [事業承継支援](#)
- ▶ [中小企業における事業継続計画（BCP）について](#)
- ▶ [小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計](#)

中小企業向け制度融資

埼玉県では、中小企業の皆さまに事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、県内金融機関、埼玉県信用保証協会及び県内商工会議所・商工会などと協力した制度融資を行っています。

お知らせ

- 令和5年3月1日 [埼玉県中小企業制度融資の金利改定について（PDF：133KB）](#) を掲載しました。 **New(新)**
- 令和5年2月15日 [中小企業に対する金融の円滑化要請について](#) を掲載しました。 **New(新)**

アクセス方法

- ・埼玉県公式ホームページのトップページからリンクをたどる（上記参照）
- ・埼玉県公式ホームページトップページの「キーワードから探す」から「ページ番号で検索」を選択し「4171」と入力し検索
- ・任意の検索エンジン（google等）で「埼玉県制度融資」と入力して検索

2 - ④ 関係機関向けページについて

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/seido-files.html>

[トップページ](#)

[くらし・環境](#)

[健康・福祉](#)

[しごと・産業](#)

[文化・教育](#)

[県政情報・統計](#)

[緊急情報](#)

[トップページ](#) > [県政情報・統計](#) > [県概要](#) > [組織案内](#) > [産業労働部](#) > [金融課](#) > 関係機関向けページ【制度改正関係】

[LINEで送る](#)

[Tweet](#)

[印刷](#)

ページ番号：24285 掲載日：2023年3月1日

金融課

▶ [関係機関向けページ【制度改正関係】](#)

▶ [金融課所管の要綱一覧](#)

関係機関向けページ【制度改正関係】

関係機関の皆さまへ

掲載している内容は基本的に非公開情報ではありませんが、URLの周知については【関係者限り】としてください。

埼玉県中小企業制度融資の金利改定について New(新)

アクセス方法

・埼玉県公式ホームページトップページの「キーワードから探す」から「キーワードで検索」を選択し「関係機関向けページ」と入力して検索、または「ページ番号で検索」を選択し「24285」と入力し検索

2 - ⑤ 県ホームページトップページの検索欄について

The screenshot shows the homepage of the Saitama Prefecture website. The browser address bar displays <https://www.pref.saitama.lg.jp/>. The main navigation area features a search bar and a grid of service icons. A red box highlights the search section, which includes the heading "キーワードから探す", radio buttons for "キーワードで検索" (selected) and "ページ番号で検索", a search input field with the placeholder "キーワードを入力してください", a search button, and a link to "検索方法". Another red box highlights the right side of the page, which contains a vertical scroll bar and a grid of service icons such as "電子申請・届出", "電子入札 総合案内", "県政への 提案制度", and "採用情報". A chatbot notification bubble is visible in the bottom right corner.

検索欄について

キーワードから探す

● キーワードで検索 ○ ページ番号で検索

キーワードを入力してください

検索方法

電子申請・届出

電子入札 総合案内

県政への 提案制度

採用情報


注目キーワード

濃厚接触者 ▶ 会計年度任用職員 募集 ▶ コロナウイルス 埼玉県 感染者

PCR検査 無料 ▶ 新型コロナウイルスワクチン接種

埼玉コンシェルジュへようこそ！
質問にAIが答えます。
(Multilingual AI chatbot)

本日の内容

- 1：令和6年度資金メニューの見直しについて
 - (1) 主な改正点について
 - (2) 伴走支援型経営改善資金の取扱期間の延長について
 - (3) 事業資金（短期貸付）の拡充について
 - (4) 産業創造資金（事業承継支援貸付）の見直しについて
 - (5) その他の見直し事項について
 - (6) 融資利率の変更について
- 2：制度改正に伴う印刷物の配布・掲載スケジュール
- 3：その他連絡事項** 

3 - ① 現地調査を省略できる場合の変更について

	令和6年度	令和5年度
対象者要件	<ul style="list-style-type: none"> ①開業後1年以上又は分社化 (小規模事業資金除く) ②金融機関取引6か月以上 (事業貸付・手形割引・当座預金) ③受付機関による経営指導6か月以上 ④1年以内に制度融資・日本政策金融公庫 融資申込受付かつ融資実行実績あり (変更) ⑤商工会議所・商工会の会員期間1年以上 ⑥その他受付機関による営業実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> ①開業後1年以上又は分社化 (小規模事業資金除く) ②金融機関取引6か月以上 (事業貸付・手形割引・当座預金) ③受付機関による経営指導6か月以上 ④1年以内に制度融資・日本政策金融公庫 融資申込受付あり ⑤商工会議所・商工会の会員期間1年以上 ⑥その他受付機関による営業実態把握

3－② 利子補給事務に係る注意点について

中小企業制度融資では、以下に該当する融資に対して利子補給を行いません。融資実行時や残高報告の際等に改めてご注意ください。

- (1) 制度融資要綱で定める条件に合致しない条件で実行された融資
- (2) 代位弁済請求中である融資又は債務者が期限の利益を喪失している融資
- (3) 知事が埼玉県中小企業経営安定対策要綱に基づいて指定している再生手続開始申立等企業に対する融資
- (4) 制度融資要綱に定める最長融資期間の最終日である融資又は最終日を経過した融資
- (5) その他知事が利子補給の対象とすることが適当でないと思えた融資

ご静聴ありがとうございました。

産業労働部 金融課